

# 「たまかわくらし体験住宅を活用した移住者支援事業」 業務委託プロポーザル実施要項

## 【注意事項】

本プロポーザルは、新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）（以下、「当該交付金」という。）の採択及び玉川村議会での議決（以下、「議決」という。）を前提とした準備行為として実施するため、当該交付金の採択とならない場合又は議決とならない場合には、事業内容の変更又は中止とすることがある。

## 1 目的

この要項は、福島県玉川村（以下「村」という。）が実施する「たまかわくらし体験住宅を活用した移住者支援事業」業務委託において、公募型プロポーザル方式（以下、「プロポーザル」という。）により受託候補者を選定する際の手続きについて、必要な事項を定めるもの。

## 2. 委託業務概要

「たまかわくらし体験住宅を活用した移住者支援事業」（以下、「本事業」という。）では、移住・定住を促進するため、たまかわくらし（※1）を体験する「たまかわくらし体験住宅」を運営するとともに、たまかわくらしサポートセンター（以下、「センター」という。（※2））と連携して、村内での様々な交流や体験メニューの整備・充実を実施し、移住希望者のサポート体制を構築することを目的とする。

※1 たまかわくらし：一人ひとりが、自分らしい暮らしを福島県玉川村で実現すること。また、その暮らしぶり。

※2 たまかわくらしサポートセンター：移住・定住の促進、関係人口拡大のためのトータルサポート窓口。

- (1) 委託名 「たまかわくらし体験住宅を活用した移住者支援事業」
- (2) 委託内容 別添「たまかわくらし体験住宅を活用した移住者支援事業」  
業務委託仕様書のとおり
- (3) 委託期間 契約締結の日から2027年3月31日まで
- (4) 委託額 3,273千円以内（消費税及び地方消費税の額を含む。）

## 3. 参加資格

このプロポーザルに参加が可能な事業者は、次の条件を全て満たしているものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 本提示の日から契約締結日までの間に、村から玉川村指名停止等措置要領に基づく指名停止の処置を受けている期間がないこと。
- (3) 会社更生法第17条に基づき更正手続開始の申し立てがなされている事業者（同法第41条第1項に規定する構成手続開始の決定を受けたものを除く。）または民事再生法第21条に基づき再生手続開始の申し立てがなされている事業者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けたものを除く。）でないこと。

- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号の規定によるもの）、または暴力団の構成員、暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しないものが経営、運営に関与していないこと。
- (5) 国税及び地方税等を滞納している者でないこと。
- (6) 過去5年間の中で、地方自治体の発注する下記のいずれの業務を元請けで実施した実績を有すること。
  - ア) デジタル田園都市国家構想交付金（旧地方創生推進交付金）又は地方創生関係の交付金を活用した事業
  - イ) 移住定住の推進及び関係人口創出に係る事業
- (7) その他、村との協議に柔軟かつ真摯に対応できること。

#### 4. 参加申込書等の提出

参加資格を満たし、本プロポーザルに参加する意思のある者は、次の必要書類を提出すること。なお、提出がない場合、本プロポーザルへの参加を認めない。

##### (1) 提出期限

**2026年3月12日（木）17時まで（郵送又は持参）**

※郵送による提出：封筒の表に「**たまかわくらし体験住宅を活用した移住者支援事業**」業務委託プロポーザル参加申込書在中」と朱書きすること。

※持参による提出の受付時間は、月曜日から金曜日（祝除く）の9時～17時。

##### (2) 提出物（各1部）

- ・参加申込書（様式2）
- ・会社の概要がわかる資料（パンフレット可）（任意様式）
- ・実績調書（様式3）
- ・実績調書に記載した業務の内容や遂行状況が確認できる資料（任意様式）

※過去5年程度の中で、デジタル田園都市国家構想交付金（旧地方創生推進交付金）等を活用した事業や移住定住の推進及び関係人口創出に係る事業の実績など報告すべきと判断する内容を記載したもの。

#### 5. 質問等の受付

本実施要項及び仕様書等の内容について不明な点が生じた場合は、下記へ質問すること。

##### (1) 受付期限

**2026年3月17日（火）17時まで**

##### (2) 提出方法

質問書（様式1）により、電子メールでのみ受け付ける。

E mail : [kikaku@vill.tamakawa.fukushima.jp](mailto:kikaku@vill.tamakawa.fukushima.jp)

※件名を以下のとおりとすること。

【質問書】「たまかわくらし体験住宅を活用した移住者支援事業」業務委託プロポーザル

##### (3) 質問の回答方法

個別に回答する。ただし、必要に応じて質問内容と回答内容をホームページで公開する。

## 6. 企画提案書等の提出

参加申込書等提出後、企画提案書等を提出すること。

### (1) 提出期限

**2026年3月19日（木）17時まで**（郵送又は持参）

※郵送による提出：封筒の表に「**たまかわくらし体験住宅を活用した移住者支援事業**」業務委託プロポーザル参加申込書在中と朱書きすること。

※持参による提出の受付時間は、月曜日から金曜日（祝除く）の9時～17時。

### (2) 提出書類

様式は任意とする。但し、日本工業規格A4版又はA3版とする。

#### ① 企画提案書：原本1部、写し6部

仕様書に記載する業務内容に関する提案を網羅し、各業務を着実かつ円滑に遂行できるよう具体的な提案を記載すること。併せて、次の（ア）から（エ）について、提案に記載すること。

（ア）上記1の目的を踏まえた業務の取り組み方針

（イ）業務の進め方

（ウ）実施体制（管理担当者、主担当者を明記する）

（エ）業務スケジュール

#### ② 見積書（事業経費積算書含む）：原本1部、写し6部

見積額において、消費税及び地方消費税の額を明記すること。

## 7. 提出方法及び提出先

### (1) 提出方法

郵送（必着）または持参

### (2) 提出先

〒963-6392

福島県石川郡玉川村大字小高字中畷9 玉川村企画政策課 宛

※参加申込後に提案を辞退する場合は、辞退届（様式4）を提出すること。

## 8. 書面審査の実施

提出された企画提案書の審査を実施する。

### (1) 審査期間

**2026年3月24日（火）から26日（木）まで**

### (2) 審査方法

提案された企画提案書等の内容を審査基準により審査し、提案及び質疑応答の内容を総合的に判断し、契約候補者を選定する。

### (3) 評価視点

別紙の採点基準法を参照。

### (4) 選考結果の通知・公表

2026年3月27日（金）以降

審査の結果については、審査対象事業者すべてに文書にて通知する。なお、審査結果についての異議申し立ては受け付けない。

(5) その他

- ・企画提案書提出後の追加資料の提出は認めない。
- ・審査にあたり、提案内容に不明な点等があった場合には、電子メール等で質疑応答を行う。
- ・審査結果は村ホームページにより公表する。

## 9. 契約締結

- (1) 審査により決定した契約相手方候補と、詳細な業務の内容及び契約条件について、協議、合意したのちに契約を締結する。
- (2) 契約金額は協議結果に基づき仕様書の変更を検討し、これに基づき改めて見積書を徴取し決定する。なお、見積金額は上限金額を超えないものとする。

## 10. 本事業の日程

内 容	日 程
募集開始	2026年3月6日(金)
参加申込書等の提出〆切	2026年3月12日(木)
質問の受付〆切	2026年3月17日(火)
企画提案書等の提出〆切	2026年3月19日(木)
審査	2026年3月24日(火)～26日(木)
選考結果の通知・公表	2026年3月27日(金)以降

### 11. 担当部署

本プロポーザルに関する質問、提出書類等の受付は下記とおりとする。

担 当：玉川村企画政策課

所在地：〒963-6392 福島県石川郡玉川村大字小高字中畷9番地

電 話：0247-57-4628(直通)

F A X：0247-57-3952

E-Mail：kikaku@vill.tamakawa.fukushima.jp

(別紙) 採点基準表

- 各審査評価項目に対し、評価ごとの点数は「極めて良好5点、良好4点、普通3点、やや不十分1点、不十分0点」とする。

審査評価項目		配点	評価のポイント
業務の理解度	事業の目的、主旨の理解度等	10	全体の目的、主旨を理解した提案がされているか。
			本業務の目的を理解した上で、仕様書に記載する業務内容を網羅しているか。
応募者の実施体制	過去に類似業務の実績、専門知識・経験	5	デジタル田園都市国家構想推進交付金（地方推進タイプ）（旧地方創生推進交付金）事業等や移住・定住の推進及び関係人口創出に係る事業の遂行実績があるか。
	業務実施体制	5	業務を適切かつ確実に執行できる能力（体制、経営基盤、人材等）、必要となる専門家等のネットワークが示された体制を提案しているか。
企画提案書の内容	住宅の管理運営業務	10	住宅のクリーニング、簡易修繕、住宅敷地内の草刈等の環境整備が適切に実施できる体制が整備されているか。
		5	住宅管理に必要な作業や経費が整理されているか。
	体験者の募集	5	WEBサイトやSNS等、各媒体の特徴を活かした募集方法が提案されているか。
		10	募集記事等について移住希望者等の興味をひく内容となっているか。
	体験者のサポート業務	10	体験者の募集から退去にかかるまでの諸手続きをサポートするとともに滞在中のトラブル等に対応できる体制が整備されているか。
	体験交流メニューに関する業務	15	体験者向け村内体験コンテンツ及び体験者向け交流イベントについて、村の特色を捉え、魅力的な提案となっているか。併せて受け入れ体制が情報発信の提案がなされているか。
		10	体験者の移動手段を確保しているか。
スケジュール	業務計画の的確性	10	具体的で適切なスケジュールが示されているとともに、遂行可能な体制が整備されているか。
見積価格	見積額の妥当性	5	提案内容に沿った適切な見積額となっているか。